

# 7.パートタイム労働者を雇用する事業主への支援

## 1. 短時間労働者均衡待遇推進等助成金

パートタイム労働者の均衡待遇の推進に取り組む事業主及び中小企業事業主団体に対し、助成金を支給します。

### 事業主向け助成金：「パートタイマー均衡待遇推進助成金」

支給対象メニュー	支給額	
	第1回目	第2回目
<b>1. 正社員と共通の待遇制度の導入</b> パートタイマーの仕事や能力に応じた待遇について、正社員と共通の評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合	25万円	25万円
<b>2. パートタイマーの能力・職務に応じた待遇制度の導入</b> パートタイマーの仕事や能力に応じた評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合	15万円	15万円

1「正社員と共通の待遇制度の導入」、2「パートタイマーの能力・職務に応じた待遇制度の導入」いずれか一方を選択してください。

<b>3. 正社員への転換制度の導入</b> パートタイマーから正社員への転換のための試験制度を設けた上で、実際に転換者が1名以上出た場合 ※中小企業事業主は3のメニューについては期間の定めのない契約を締結しているパートタイマーを雇用している場合に限られます。これ以外の方は中小企業雇用安定化奨励金をご参照ください。	15万円	15万円
<b>4. 短時間正社員制度の導入</b> 短時間正社員制度を設けた上で、実際に短時間正社員が1名以上出た場合 「短時間正社員」とは、 ①正社員と比較して1週間の所定労働時間が1割以上短いこと。 ②労働契約期間の定めがないこと。 ③時間当たりの基本給等が、同様の業務に従事する正社員と同等以上であること。	15万円	15万円
<b>5. 教育訓練制度の導入</b> 正社員との均衡を考慮した教育訓練制度を設けた上で、パートタイマー延べ30名以上に実施した場合	15万円	15万円
<b>6. 健康診断制度の導入</b> パートタイマーの健康診断（雇入時健康診断、定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防検診）の制度を設けた上で、その受診者が1名以上出た場合	15万円	15万円

支給の申請ができる事業主

- 1) 労働保険適用事業主であること。(規模は問いません。)
- 2) 制度を新たに設けてから(就業規則または労働協約に規定することが必要)、2年以内に対象者が出ること。
- 3) 正社員がいること。
- 4) 1、2、5は、対象パートタイマーの2分の1以上が、雇用保険被保険者であること。  
3は、転換後の正社員が雇用保険及び社会保険の被保険者であること。4は、雇用

保険や社会保険に該当する場合、被保険者となること。

※第2回目は、第1回目の対象者が6ヶ月継続して雇用されている場合に支給します。

### **中小企業事業主団体向け助成金：「均衡待遇団体助成金」**

中小企業事業主の団体で、傘下事業主のパートタイマーと正社員の均衡待遇推進を目的として、パートタイマーの雇用管理の改善等の事業を実施する場合に、事業主団体を支援する助成金です。

本助成金の支給事務は（財）21世紀職業財団において行っています。手続など詳細については、同財団の地方事務所にお問い合わせください。

（（財）21世紀職業財団のホームページ（<http://www.jiwe.or.jp>）に地方事務所の一覧が掲載されています。）

## **2. 中小企業雇用安定化奨励金**

中小企業事業主が、有期契約労働者を正社員に転換する制度を就業規則等に新たに設けた上で、有期契約労働者の希望により、実際に正社員へ1人以上転換した場合、1事業主当たり35万円を支給します。

さらに、制度導入から3年以内に3人以上（母子家庭の母等を含む場合は2人以上）有期契約労働者を正社員へ転換した場合、1人につき10万円（母子家庭の母等は15万円）を10人まで支給します。

本奨励金につきましては、お近くのハローワークまでお問い合わせください。

## **3. 中小企業退職金共済制度**

独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営している中小企業を対象とした社外積立型の退職金制度です。新しく制度に加入する事業主に対しては、掛金の2分の1（上限5,000円）を加入後4か月目から1年間、また掛金月額を増額する事業主に対しては、増額分の3分の1を増額月から1年間、国が助成します。

掛金月額は、通常5,000円～30,000円のところ、パートタイム労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者よりも短く、かつ30時間未満である場合）については、2,000円、3,000円、4,000円の特例掛金の選択も可能となっており、パートタイム労働者が加入しやすくなっています。

○中小企業退職金共済制度の詳細については、下記までお問い合わせください。

（独）勤労者退職金共済機構

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6 Tel：03-3436-0151（大代表）